

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		保安上危険又は衛生上有害であると認められた特殊建築物等に対する除却、使用中止等の勧告に係る措置命令
根拠条例・規則名		建築基準法
条 項		第10条第2項
所 管 部 課		建設局 建築行政部 建築行政課 (電話：048-829-1534)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	設定できません。 (事業ごとの裁量が大きく、基準を設定することが困難である。)
	設定等年月日	平成17年6月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		